

平成 22 年 2 月 15 日

対応策に関する指針（案）

事務局

消防救急無線のデジタル方式への移行過程における広域応援時に、応援隊と被災地本部間、応援隊内部で連絡を適切に行うには、基本的にはアナログ本部とデジタル本部の通信方式を一致させる必要がある。

そこで、消防用無線局における 150MHz 帯の周波数の使用期限である平成 28 年 5 月 31 日までの間、消防庁、各都道府県及び各消防本部等の関係機関は、以下の対応策を実施することが適当ではないか。

1. 無線運用に関する対応策

(1) 応援隊（移動局）と被災地本部（基地局及び移動局）との間

- ① 移行過程序盤（緊急消防援助隊の全ての都道府県隊長車にデジタル車載機が整備された時点（X）までの間）
→アナログ無線による。
- ② 移行過程中盤（XからYまでの間）
→原則として被災地本部がアナログ無線又はデジタル無線を指定する。
- ③ 移行過程終盤（Yから、平成 28 年 5 月 31 日までの間）
→デジタル無線による。

なお、遅くとも全ての消防本部が基本設計に着手する必要があると考えられる平成 24 年 4 月頃を目途に、デジタル方式への移行推移について再度調査を行う。その結果、デジタル整備率、地域的整備状況等を勘案し、広域応援時の通信手段確保の円滑化、全体的な費用負担低減の観点から、必要に応じアナログ本部に対して、平成 28 年 5 月 31 日までの一定の時点（Y）までに、デジタル簡易型基地局及び指揮者に係るデジタル携帯機の先行整備を求める。

(2) 応援隊内部（移動局間）

都道府県隊内部の通信方式は、必ずしも被災地本部に合わせる必要はなく、都道府県隊長から部隊長・隊長等への同報性確保、都道府県隊を構成する消防本部が保有するアナログ無線機、デジタル無線機の状況等を踏まえ、別途、都道府県隊毎に定めることが可能と考えられる。

(3) その他

消防救急無線によらない運用面の対応策、他の通信手段等（衛星携帯電話、接続アダプタ等）による補完等も考慮する。

2. 無線設備の維持・整備等に関する対応策

上記1の無線運用に関する対応策を実施するためには、各消防本部は、原則として以下の無線設備を維持・整備等する必要がある。ただし、これらの無線設備と同等の無線設備を使用する場合は、この限りでない。

(1) 受援時のための対応策

① 移行過程序盤

全消防本部は、アナログ共通波基地局及び指揮者に係るアナログ携帯機を維持する。

なお、アナログ共通波基地局を簡易型基地局又は車載機により代替する消防本部は、広域応援活動が円滑に行われるようにするため、その旨を都道府県及び消防庁を経由して全都道府県及び全消防本部に周知する。

② 移行過眼中盤

各消防本部は、アナログ共通波基地局（簡易型基地局又は車載機により代替していた場合を含む。）をデジタル共通波基地局に移行する時は、その旨を（消防庁を経由して）全本部に周知する。なお、発災時において、応援隊及び被災地本部との間で、被災地本部の通信方式を再確認する。

④ 移行過程終盤

デジタル方式への移行前の消防本部は少なくともデジタル簡易型基地局及び指揮者に係るデジタル携帯機を整備し、広域応援活動が円滑に行われるようにするため、その旨を都道府県及び消防庁を経由して全都道府県及び全消防本部に周知する。

なお、全消防本部が共通波基地局の通信方式をデジタル方式に移行した時は、消防庁はその旨を都道府県を経由して全本部に周知し、本対応策の実施を終了する。

(2) 応援時のための対応策

① 都道府県隊長

緊急消防援助隊の都道府県隊長が所属する消防本部は、早期にアナログ共通波基地局をデジタル共通波基地局に方式に移行する本部の予定を踏まえ、当該都道府県隊長に係る登録車両について、デジタル車載機又はそれと同等の無線設備を整備する。

また、Yまでの間、アナログ車載機又はそれと同等の無線設備を維持する。

② 部隊長・隊長等

1 (2) で定める無線運用に必要な無線設備を維持又は整備する。

(3) 移動局の貸し借り

① アナログ移動局の貸し借り

デジタル方式への移行後の消防本部は、アナログ携帯機のうち一定台数（緊急消防援助隊登録車両台数分＋緊急消防援助隊内部及び被災地本部への貸与分）を維持する。

② デジタル移動局の貸し借り

デジタル方式への移行後の消防本部は、デジタル携帯機（予備を含む）のうち一定

台数（緊急消防援助隊登録車両台数分＋緊急消防援助隊内部及び被災地本部への貸与分）を持参する。

3. 施行期間

本対応策は、消防庁から全消防本部及び全都道府県あてに通知された日から、平成 28 年 5 月 31 日までの間において実施するものとする。

4. 見直し

本対応策は、各消防本部における消防救急無線デジタル化の進捗状況等を踏まえ、必要に応じ適宜見直しを行うものとする。

5. 市町村の消防の相互応援について

消防組織法第 39 条第 1 項の市町村の消防の相互応援についても、この対応策を参考にして検討することが考えられる。